

水際対策にかかる新たな措置について（11/5 公表、11/8 制度開始）

11/8(月)10 時から新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う水際対策にかかる新たな措置を実施することになりましたので、貴団体にその要点と参考 URL を御連絡させていただきます。

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限の見直し

受入責任者の管理下で、外務省・厚労省が有効と認めた国のワクチン接種証明書を保持する入国者に対し、最短で4日目以降の行動制限の見直しを認めることとします。

本措置は、①日本人の帰国者及び②在留資格を有する外国人の再入国者に加えて③商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び、④緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在者について、指定国・地域での滞在歴がないことなど一定の要件を満たした場合に原則として認められます。

2. 外国人の新規入国制限の見直し

現在原則として一時停止している外国人の新規入国について、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者の新規入国を原則として認めることとします。

詳細は、以下の内閣官房 HP を御確認ください。

https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html

人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

本制度に対するお問い合わせにつきましては、厚生労働省の専用コールセンターにお電話ください。

（電話番号：03-3595-2176 対応時間：9:00~21:00）

（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

<参考>

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国について）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション(ビザ関係)

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部のIP 電話からは、03-5363-3013

経済産業省 製造産業局